財団法人

金原一郎記念医学医療振興財団

寄 附 行 為

昭和 61 年 12 月　財団設立時作成
平成 13 年 4 月主管庁が「厚生省」から「厚生労働省」に再編されたことで文字改変
平成 19 年５月１日事務所移転に伴い附則を変更

財団法人　金原一郎記念医学医療振興財団　寄附行為

第１章　　総　　則

（名　　称）

第１条　この法人は、財団法人　金原一郎記念医学医療振興財団（以下財団という）という。

（事 務 所）

第２条　１．財団は、主たる事務所を東京都文京区本郷 1 丁目 23 番 13 号に置く。

２．財団は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

（目　　的）

第３条　財団は、人類の健康増進を図ることを使命とし、主として基礎的な医学医療に関する分野において研究助成、研究交流その他の研究に関する事業を行い、もって医学医療の振興に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第４条　財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）基礎医学医療に関する研究に対する助成。

（２）基礎医学医療に関する研究を行う学会、研究会及びわが国の研究者の海外派遣に対する助成。

（３）基礎医学医療に関する研究を行う外国人留学生に対する助成。

（４）基礎医学医療に関する研究成果の出版に対する助成。

（５）その他、財団の目的を達成するために必要な事業。

第２章　　財産及び会計

（財産の構成）

第５条　財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された財産。

（２）寄附金品。

（３）財産から生ずる収入。

（４）事業に伴う収入。

（５）その他の収入。

（財産の種別）

第６条　１．財団の財産は、基本財産と運用財産の２種とする。

２．基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。

（２）基本財産とすることを指定して寄附された財産。

（３）理事会において運用財産から基本財産に繰り入ることを議決した財産。

３．運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理）

第７条　１．財団の財産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

２．基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等、確実は方法で保管しなければならない。

（基本財産の処分の制限）

第８条　基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決及び厚生労働大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）

第９条　財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 10 条　財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第 11 条　１．前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

２．前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告、及び決算）

第 12 条　財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経て、その会計年度終了後３か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときには、２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（長期借入金）

第 13 条　財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

（義務の負担及び権利の放棄）

第 14 条　予算で定めるものを除き、財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

（会 計 年 度）

第 15 条　財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第３章　　役　　員

（種類及び定数）

第 16 条　１．財団に、次の役員を置く。

理事　10 名以上、15 名以内

監事　２名

２．理事のうち、１名を理事長、１名を常任理事とする。

（選　任　等）

第 17 条　１．理事及び監事は、評議員会において選任する。

２．理事は、互選により、理事長及び常任理事を選任する。

３．理事、監事、及び評議員は相互にこれを兼ねることができない。

４．理事のいずれか１名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

５．監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

６．理事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

７．監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（職　　務）

第 18 条　１．理事長は、財団を代表し、その職務を総理する。

２．常任理事は、理事長を補佐して財団の日常業務を処理し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けた時はその職務を代行する。

３．理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、

財団の業務を議決し執行する。

４．監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）財産及び会計を監査すること。

（２）理事の業務執行状況を監査すること。

（３）財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、もしくは招集すること。

（任　　期）

第19条　１．役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２．補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

３．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　　任）

第20条　役員が、次の各号に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明する機会を与えなくてはならない。

（１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報　酬　等）

第21条　１．役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

２．役員には、費用を弁償することができる。

３．前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　　顧　　問

（顧　　問）

第22条　１．財団に顧問を若干置くことができる。

２．顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

３．顧問は、財団の運営に関し、諮問に応じ助言する。

第５章　　理　事　会

（構　　成）

第 23 条　理事会は、理事をもって構成する。

（機　　能）

第 24 条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

（種類及び開催）

第 25 条　１．理事会は、定例理事会と臨時理事会の２種とする。

２．定例理事会は、毎年２回開催する。

３．臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事現在数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書類をもって招集の請求があったとき。

（３）第 18 条第４項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　　集）

第 26 条　１．理事会は　理事長が招集する。

２．理事長は、前条第３項第２号及び第３号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

３．理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議　　長）

第 27 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定　足　数）

第 28 条　理事会は、理事現在数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

（議　　決）

第 29 条　理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第 30 条　１．やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

２．前項の場合における前２条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

（議　事　録）

第 31 条　１．理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所。

（２）理事の現在員数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）。

（３）審議事項及び議決事項。

（４）議事の経過の概要及びその結果。

（５）議事録署名人の選任に関する事項。

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名捺印をしなければならない。

第６章　　選 考 委 員 会

（選考委員会）

第 32 条　１．財団に、第４条に基づく助成の対象となるものを審査するため選考委員会を置く。

２．選考委員会は、７名以上 14 名以内の委員をもって構成する。

３．委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

４．委員の任期は２年とする。だだし再任を妨げない。

５．補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第７章　　評議員及び評議員会

（評　議　員）

第 33 条　１．財団に、評議員 10 名以上 20 名以内を置く。

２．評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

３．評議員には、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評 議 員 会）

第 34 条　１．評議員会は、評議員をもって構成する。

２．評議員会は、この寄附行為を定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

３．理事長は、第８条、第 10 条及び第 12 条から第 14 条に係る事項に関し、評議員会に報告しなければならない。

４．評議員会は、理事長が招集し、評議員会の議長は、評議委員会において互選する。

５．評議員会には第 28 条から第 31 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

６．前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第８章　　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第 35 条　この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経て、かつ厚生労働大臣の許可を得なければ変更することはできない。

（解　　散）

第 36 条　財団は、民法第 68 条第１項第２号から第４号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経て、かつ厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

（残余財産の処分）

第 37 条　財団が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員現在数の４分の３以上の議決を経て、かつ厚生労働大臣の許可を得て、財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第９章　　事　務　局

（設　置　等）

第 38 条　１．財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

２．事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

３．事務局長及び職員は、理事長が任免する。
４．事務局の組織及び運営に関しては、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第 39 条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）寄附行為。
（２）理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書。
（３）許可、認可等及び登記に関する書類。
（４）寄附行為に定める機関の議事に関する書類。
（５）収入、支出に関する帳簿及び証明書類。
（６）財産及び負債状況を示す書類。
（７）その他、必要な帳簿及び書類。

第 10 章　補　則

（委　任）

第 40 条　この寄附行為に定めるもののほか､財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（附　則）

１．この寄附行為は、財団の設立許可があった日から施行する。
２．財団の設立当初の役員は、第 17 条第１項及び第２項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第１項の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 までとする。
３．財団の設立当初及び次年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
４．財団の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 までとする。

（附　則）

１．寄附行為第１章（総則）第２条中の主たる事務所を「東京都文京区本郷１丁目 23 番 13 号に置く」に改める。
２．この寄附行為は、昭和 62 年 12 月 22 日から施行する。